



○長野県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------|------------|
| 折井外科胃腸科医院 | 松本市白板1-3-7 | 平成14年7月10日 |
| 山田外科医院 | 岡谷市東銀座1-12-30 | 平成14年8月1日 |
| 今井医院 | 岡谷市銀座1-3-15 | 平成14年7月31日 |
| 武市医院 | 埴科郡坂城町大字中之条2525番地 | 平成14年8月31日 |
| 柳田内科医院 | 小諸市紺屋町2-3-11 | 平成14年8月4日 |
| 北原こどもクリニック | 伊那市大字伊那部1290番地 | 平成14年8月31日 |
| リサーチパーク・クリニック | 上田市大字下之郷813-46 | 平成14年8月31日 |
| せき内科クリニック | 小県郡東部町本海野1496-102 | 平成14年8月31日 |

厚 生 課

○長野県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------------------|----------------------|-----------|
| ももせ薬局 | 松本市中山1014-2 | 平成14年8月1日 |
| リサーチパーク・クリニック | 上田市大字下之郷813-46 | 平成14年8月1日 |
| 医療法人誠仁会降旗医院 (歯科) | 松本市神田1丁目1番8号 | 平成14年8月1日 |
| 折井外科胃腸科医院 | 松本市白板1-3-7 | 平成14年8月1日 |
| 山田外科医院 | 岡谷市銀座1-12-30 | 平成14年8月1日 |
| あかはね内科・神経内科医院 | 松本市神林3561-1 | 平成14年9月1日 |
| 武市医院 | 埴科郡坂城町大字中之条2525番地 | 平成14年9月1日 |
| おおくら皮フ科 | 佐久市大字長土呂字柳原343-2-101 | 平成14年9月1日 |
| 北原こどもクリニック | 伊那市大字伊那部1290番地 | 平成14年9月1日 |
| せき内科クリニック | 小県郡東部町大字本海野1496番地102 | 平成14年9月1日 |
| 医療法人あさま会 リサーチパーククリニック | 上田市大字下之郷813-46 | 平成14年9月1日 |
| 塩尻大小屋とをしや薬局 | 塩尻市大字大小屋95-2 | 平成14年9月4日 |

厚 生 課

○長野県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定した。

平成14年10月3日

長野県知事 田 中 康 夫

施術者

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|--------------|-----------|
| 小泉接骨院 | 上田市大字吉田305-9 | 平成14年9月1日 |
| 本庄泉の森整骨院 | 松本市本庄1-7-12 | 平成14年9月1日 |
| 弥生接骨院 | 伊那市大字伊那4935 | 平成14年9月1日 |

厚 生 課

○長野県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

| 名称 | 所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|---------------|------------|-----------------------------|---------------------------|-----------|
| | | 新 | 旧 | |
| 訪問看護ステーション健和会 | 飯田市鼎中平1036 | 訪問看護ステーション健和会 飯田市鼎中平1936 | 訪問看護ステーション高陵 飯田市上郷1635 | 平成14年7月1日 |

厚生課

○長野県告示第512号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線

2 都市計画を定める土地の区域

昭和62年長野県告示第833号の土地の区域のうち飯田市羽場町4丁目、松川町及び鼎切石の各一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

○長野県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 144号
- (2) 供用を開始する区間
小県郡真田町大字長字山遠家6127番の1地先から
小県郡真田町大字長字山遠家6130番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 2(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
小県郡長門町大字大門字追分3516番の33地先から
小県郡長門町大字大門字追分3516番の33地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 3(1) 路線名 丸子信州新線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡青木村大字青木字舞台3287番地先から
小県郡青木村大字青木字宮ノ窪3282番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 4(1) 路線名 長野真田線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡真田町大字傍陽字中村6277番の1地先から
小県郡真田町大字傍陽字横尾6671番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 5(1) 路線名 美ヶ原公園沖線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡武石村大字上本入字小寺尾1663番の1地先から
小県郡武石村大字上本入字小寺尾1579番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 6(1) 路線名 美ヶ原公園沖線
- (2) 供用を開始する区間
小県郡武石村大字上本入字唐沢1583番の1地先から
小県郡武石村大字上本入字小原1398番の口地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日

道路維持課

○長野県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡高遠町大字藤沢5736番の2地先から
上伊那郡高遠町大字藤沢4192番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 2(1) 路線名 与地辰野線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡辰野町大字伊那富7665番の3地先から
上伊那郡辰野町大字伊那富7811番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 3(1) 路線名 西伊那線
- (2) 供用を開始する区間
上伊那郡中川村四徳668番地先から
上伊那郡中川村四徳719番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日
- 4(1) 路線名 西伊那線
- (2) 供用を開始する区間
駒ヶ根市中沢7786番の1地先から
駒ヶ根市中沢7790番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月3日

道路維持課

○長野県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 153号
- 2 供用を開始する区間
飯田市鼎東鼎121番の4地先から
飯田市上郷別府1714番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年10月8日

道路維持課

○長野県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 144号
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 小県郡真田町大字長字山遠家6127番の1地先から 小県郡真田町大字長字山遠家6130番の1地先まで | | 旧 | 19.0~20.0 | 0.0500 |
| 同 | 上 | 新 | 19.0~21.0 | 0.0500 |

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 小県郡長門町大字大門字追分3516番の33地先から 小県郡長門町大字大門字追分3516番の33地先まで | | 旧 | 10.4~11.5 | 0.2298 |
| 同 | 上 | 新 | 11.0~18.0 | 0.2297 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子信州新線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|---|-----|------------|----------|
| 小県郡青木村大字青木字舞台3287番地先から 小県郡青木村大字青木字宮ノ窪3282番の2地先まで | | 旧 | 6.0~11.5 | 0.1473 |
| 同 | 上 | 新 | 9.2~17.0 | 0.1473 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 長野真田線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 小県郡真田町大字傍陽字中村6277番の1地先から 小県郡真田町大字傍陽字横尾6671番の3地先まで | | 旧 | 6.4~23.0 | 1.2740 |
| 同 | 上 | 新 | 9.0~25.5 | 1.2743 |

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 美ヶ原公園沖線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 小県郡武石村大字上本入字小寺尾1663番の1地先から 小県郡武石村大字上本入字小寺尾1579番の1地先まで | | 旧 | 10.0~11.4 | 0.0475 |
| 同 | 上 | 新 | 11.0~14.0 | 0.0478 |

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 美ヶ原公園沖線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|---|-----|------------|----------|
| 小県郡武石村大字上本入字唐沢1583番の1地先から 小県郡武石村大字上本入字小原1398番の口地先まで | | 旧 | 6.4~22.0 | 0.4250 |
| 同 | 上 | 新 | 10.0~22.0 | 0.4255 |

道路維持課

○長野県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 152号
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| 上伊那郡高遠町大字藤沢5736番の2地先から 上伊那郡高遠町大字藤沢4192番地先まで | | 旧 | 6.1～18.4 | 0.9591 |
| 同 | 上 | 新 | 8.5～28.1 | 0.9578 |

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 与地辰野線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|---|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| 上伊那郡辰野町大字伊那富7665番の3地先から 上伊那郡辰野町大字伊那富7811番の1地先まで | | 旧 | 5.7～7.3 | 0.1858 |
| 同 | 上 | 新 | 7.2～11.0 | 0.1858 |

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---------------------|---|-----|----------|--------|
| | | | m | km |
| 上伊那郡中川村四徳668番地先から | | 旧 | 3.5~10.3 | 0.5587 |
| 上伊那郡中川村四徳719番の1地先まで | | | | |
| 同 | 上 | 新 | 5.4~15.8 | 0.5565 |

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 西伊那線
 (3) 道路の区域

| 区 | 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-------------------|---|-----|-----------|--------|
| | | | m | km |
| 駒ヶ根市中沢7786番の1地先から | | 旧 | 6.7~17.9 | 0.1563 |
| 駒ヶ根市中沢7790番の1地先まで | | | | |
| 同 | 上 | 新 | 11.4~18.1 | 0.1554 |

道路維持課

○長野県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知があった。

その関係図面は、告示の日から平成14年10月18日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 153号
 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---------------------------------------|-----|------------|----------|
| 飯田市東東115番の1地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで | 旧 | 7.8~114.0 | 1.0610 |
| 飯田市東東121番の4地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで | | 23.3~ 64.0 | 1.0480 |
| 飯田市東東115番の1地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで | 新 | 7.8~114.0 | 1.0610 |
| 飯田市東東121番の4地先から 飯田市上郷別府1714番の2地先まで | | 23.3~ 64.0 | 1.0480 |

道路維持課

○長野県告示第519号

市街地再開発事業補助金交付要綱（昭和47年長野県告示第13号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年10月3日

長野県知事 田中康夫

第1中「市町村が行う都市再開発基本構想の策定及び優良再開発計画の作成並びに」を削り、「市街地再開発事業」を「市街地再開発事業等」に改める。

第2を削り、第3を第2とし、第4を第3とし、第5を第4とする。

第6中「第4」を「第3」に改め、同第6を第5とする。

第7を第6とする。

第8第2項第3号中「都市再開発基本構想策定、優良再開発計画作成、」を削り、同

第8を第7とする。

第9を第8とし、第10を第9とする。

第11中「要綱」を「要綱の規定」に改め、同第11を第10とする。

別表中「(第3関係)」を「(第2関係)」に、

| 補助金の種類 | 対 象 経 費 | 補 助 率 |
|-----------------|---|----------------------------|
| 都市再開発基本構想策定費補助金 | 市町村が行う都市再開発基本構想の策定に要する次に掲げる経費（事業費の総額が30万円以上のものに限る。） (1) 高度利用地区指定の調査費 (2) 再開発を行うべき区域の調査費 (3) 再開発の目標の設定に要する経費 (4) 再開発の手法の決定に要する経費 (5) 事業実施の方針の確定に要する経費 (6) 補助事業に直接必要な事務に要する経費 | 3分の1以内。 ただし、30万円を限度とする。 |
| 優良再開発計画作成費補助金 | 市町村が行う優良再開発計画の作成に要する経費 | 3分の1以内。 ただし、60万円を限度とする。 |

を

| 補助金の種類 | 対 象 経 費 | 補 助 率 |
|--------|---------|-------|
|--------|---------|-------|

に、

| | | |
|---------------------|---|--------|
| 地域活性化再開発緊急促進事業費補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う市街地再開発事業並びに市町村及び市町村は補助して行う優良建築物等整備事業で、国庫補助対象とされたものに要する経費のうち、地方公共団体が補助する額 | 3分の1以内 |
| 防災関連再開発緊急促進事業費補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う市街地再開発事業並びに市町村及び市町村は補助して行う優良建築物等整備事業で、国庫補助対象とされたものに要する経費のうち、地方公共団体が補助する額 | 3分の1以内 |
| 都市再生推進事業公共的施設整備費補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う都市再生推進事業による公共的施設整備のうち、国庫補助対象とされたものに要する経費 | 9分の1以内 |

を

| | | |
|---------------------|---|--------|
| 都市再生推進事業公共的施設整備費補助金 | 市町村及び市町村が補助して行う都市再生推進事業による公共的施設整備のうち、国庫補助対象とされたものに要する経費 | 9分の1以内 |
|---------------------|---|--------|

に改め、同表に備考として次のように加える。

(備考) 優良建築物等整備事業市街地整備費補助金及び地区再開発事業市街地整備費補助金については、原則として、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)第6条第1項に規定する基本計画の策定区域又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第9項に規定する商業地域において行われる地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業であると認められるもので、次のいずれか2以上に該当するものを交付の対象とする。

- 1 定住の促進に寄与する施設であること。
- 2 商業集積が図れる施設であること。
- 3 公益的施設(5に定める施設を除く。)との併設であること。
- 4 観光の振興等に寄与する施設であること。
- 5 社会福祉施設等との併設であること。
- 6 景観に配慮した協定等の締結により十分な公開空地等を確保していること。

建築管理課